

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年8月9日(金) 午前10時00分から午前10時22分

2 開催場所 倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 21人

会長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

13番 中西 公仁 委員 14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員

16番 野口 國治 委員 18番 白神 博之 委員 19番 山本 義弘 委員

21番 矢野 秀典 委員 23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 3人

17番 田邊 洋樹 委員 20番 平井 正敏 委員 22番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員 19番 山本 義弘 委員

21番 矢野 秀典 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局課長主幹 吉井 正二 事務局主幹 成田 裕次

事務局主幹 中村 英樹 事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小野 政浩

事務局主任 小山 八穂子 事務局副主任 劔持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 佐々木次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから8月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
<p>花巻会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和元年8月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。 在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員 議長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>それでは、議席番号23番 岩田 英明 委員、議席番号24番 小野 健児 委員 に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の成田主幹と、小野主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 にします。</p> <p>おそれいります、矢野委員に関係する案件があります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席 してくださるようお願いいたします。</p> <p>(矢野委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 剣持副主任</p>	<p>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>剣持です。それでは説明させていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁 から2頁にかけて14件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が13件、地役権設定が1件です。</p>

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から14番について調査票をもとに説明】

1番については、譲受人の所有農地に転用の許可を得ずに非農地になっている筆があり、全部効率利用要件を満たしていないため先月保留になっておりましたが、令和元年7月17日付で取下げ書が提出されました。

5番については、農地に進入するための通行地役権を設定する案件です。地役権を設定する場合、農地法第3条第2項但し書きにより許可要件が適用されないと規定されていますので、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件は適用除外となります。

6番、7番については、農道により分断されている農地をお互いに交換して農作業を効率化しようとする案件です。

申請者らは、農地取得に必要な下限面積要件を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第3号に下限面積要件の例外が規定されており「農地の位置、面積、形状からみて、その農地に隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地につき、隣接する農地を現に耕作しているものが権利を取得すること」とされており、本件はこの一体利用の規定に該当すると思われま

す。11番につきましては、譲受人の所有農地に山林化している筆が複数あり、3条許可の全部効率利用要件を満たしていないため是正がなされるまで保留との意見でした。

その他の案件につきましては別紙調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番は申請取下げ、11番については保留、その他の案件につきましては調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1番は取り下げが出されましたので、2番から14番の13件のうち、11番は保留、残す12について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、1番は取り下げ、11番は保留、残す12件について許可と決定いたします。

事務局、矢野委員に入室するように伝えてください。

(入室)

矢野委員に報告いたします。

議案第1号は、1番は取り下げ、11番は保留、残す12件について許可と決定されたことを報告いたします。

議事を進めます。3頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
中村主幹

【議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、3頁から5頁にかけて11件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました11件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた11件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この11件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の11件については全件許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第2号は全件許可と決定します。

続きまして、6頁をご覧ください。

議案第3号「農用地 利用集積計画 について」を議題とします。

おそれいります、井上委員、野口委員、山本委員、に關係する案件があります。

農業委員会等に関する法律 第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(井上委員、野口委員、山本委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局
小山主任

【議案第3号「農用地利用集積計画について」の説明】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第3号の「農用地利用集積計画について」でございますが、6頁から12頁にかけて44件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が31件、使用貸借が13件です。

また、利用期間の更新は15件で、更新切れを含む新規は29件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが2件、農地所有適格法人によるものが15件、農地利用集積円滑化団体の仲介によるものが7件、その他は個人です。

面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて103,700㎡です。

そのうち農地中間管理機構によるものは1,855㎡です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第3号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、44件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第3号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第3号は、全件承認といたします。

事務局、3名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退席されていた3名の委員に報告いたします。

議案第3号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、13頁をご覧ください。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
剣持副主任

【議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】

剣持です。議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。

13頁をご覧ください。
倉敷西地区で1件、倉敷東地区で1件の申請がありました。

まず1番の倉敷西地区についてですが、特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は倉敷市黒石で、粒江小学校の西1kmに位置しており、生前、被相続人とは同居しておりました。申請農地は相続人の自宅に隣接している黒石の農地です。現地を確認したところ米や野菜等の作物がつくられ、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。

また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

次に2番の倉敷東地区についてですが、特例適用を受けようとする申請人の自宅は茶屋町駅の南約300mにあり、生前、被相続人とは同居しておりました。

申請農地は自宅に隣接しており、キャベツやトマトなどを栽培し、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。

また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はなく、農業用倉庫があるため倉庫の部分を除いた農地について特例を受けるものです。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

今回の調査内容について倉敷西地区協議会及び倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明では、議案第4号については、承認意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第4号は、承認といたします。

審議案件は、以上で終わりました。

ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して説明・報告をお願いします。

【報告第1号から第5号について説明・報告】

事務局
成田主幹

14頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、14頁から21頁にかけて27件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に22頁をお開きください。

報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」で
ございますが、22頁から23頁にかけて9件の市街化区域内農地に係る転用届出が
農業委員会に提出されました。

次に24頁をお開きください。

報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」で
ございますが、24頁から35頁にかけて50件の市街化区域内農地に係る転用届出
が農業委員会に提出されました。

次に36頁をお開きください。

報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが36頁
から38頁にかけて11件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、
2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決
で事務処理を完了しております。

次に39頁をお開きください。

報告第5号 「農用地利用配分計画について」でございますが、39頁に3件の利
用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、令和元年6月25日付けで農地中間
管理権を取得した農地において、借り手との使用貸借権が設定及び移転されたもので
す。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議 長

事務局から報告がありましたが、
ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議 長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号についてはすべて確認、了
承いただきました。

ありがとうございました。

以上で、すべての審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

事務局
佐々木次長

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

.....

(次回総会の日程案内) 以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は9月11日（水）です。

ご出席のほど、よろしくお願いたします。
それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時22分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和元年8月9日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員